

指定管理者(公財)新潟市芸術文化振興財団 新潟県民会館小ホール使用料表 (平成27年4月1日現在)

◇ 小ホール施設使用料

(単位:円)

区分		使用時間		午前	午後	夜間	全日
				(9:00~12:00)	(13:00~17:00)	(18:00~22:00)	(9:00~22:00)
入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	平日	準備	4,053	7,210	9,870	19,110
			本番	5,790	10,300	14,100	27,300
		土・日休日	準備	5,747	10,570	14,980	28,490
			本番	8,210	15,100	21,400	40,700
	入場料が1,000円以下の場合	平日	準備	4,053	7,210	9,870	19,110
			本番	6,090	10,800	14,800	28,600
		土・日休日	準備	5,747	10,570	14,980	28,490
			本番	8,620	15,800	22,500	42,800
入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	平日	準備	4,053	7,210	9,870	19,110	
		本番	6,380	11,300	15,500	29,900	
	土・日休日	準備	5,747	10,570	14,980	28,490	
		本番	9,030	16,700	23,600	44,800	
入場料が3,001円以上5,000円以下の場合	平日	準備	4,053	7,210	9,870	19,110	
		本番	12,500	22,300	30,700	58,900	
	土・日休日	準備	5,747	10,570	14,980	28,490	
		本番	17,800	32,800	46,400	88,300	
入場料が5,001円以上の場合	平日	準備	4,053	7,210	9,870	19,110	
		本番	16,500	29,200	40,000	77,100	
	土・日休日	準備	5,747	10,570	14,980	28,490	
		本番	23,200	42,900	60,700	115,400	
練習を目的として		平日		1,737	3,090	4,230	8,190
使用する場合		土・日 休日		2,463	4,530	6,420	12,210
楽屋	第1楽屋			2,750	2,750	2,750	6,990
	第2楽屋			2,750	2,750	2,750	6,990

(注) 1 「入場料」とは、名称のいかんを問わず、1回の入場の対価として徴収する1人当りの金額をいい、その金額に区分がある場合は、その最高の金額をもって入場料とします。

2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日です。

3 施設を使用する時間がこの表に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行いません。

4 あらかじめ承認された使用時間を超過して使用する場合の超過時間の使用料は、1時間を単位として、使用料の時間割計算による額の120%に相当する額とします。この場合において、1時間に満たない時間は、1時間とします。

5 準備・練習又は後片付けのために使用する場合(6に規定する練習を目的として使用する場合を除く。)の使用料は、本番料金(入場料を徴収しない場合の本番料金をいう。)の70%に相当する額です。

6 練習を目的として使用する場合(引き続き練習以外の目的で使用する場合及び引き続き、又は同時に練習以外の目的で大ホールを使用する場合を除く。)の使用料は、本番料金(入場料を徴収しない場合の本番料金をいう。)の30%に相当する額です。

7 1回の使用に係る使用料の合計額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。